茨城県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

茨城県次世代プランのうち当該計画は、国の規定により、保育等の量の見込みと確保方策 について中間見直しを行う (※) 茨城県次世代育成プランのP57~P65が該当

見直しの根拠

国の基本指針

「教育・及び地域子ども・子育て支援事業の提供 体制の整備等の基本的な指針」

市町村

- ●認定区分ごとの人数が、当該 認定区分に係る量の見込みと 大きく乖離している場合には、 計画の見直しが必要となる。
- ●市町村は、計画期間の中間年 を目安として、上記について計 画の見直しを行う。



●市町村の見直し 状況等を踏まえ、 都道府県子ども・ 子育て支援事業 計画の見直しを行 う。

県

今後のスケジュール

- R4.10 茨城県少子化対策審議会 新計画策定部会 子ども・子育て分科会 (見直し骨子)
- R5.1 茨城県少子化対策審議会 新計画策定部会 子ども・子育て分科会 (改定案)
 - 茨城県少子化対策審議会 新計画策定部会(改定案)
- R5.2 茨城県少子化対策審議会(最終報告) R5.3 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画改定

見直し項目(予定)

国の見直し作業の手引き(前回抜粋)

■量の見込みと確保方策

(教育・保育、地域子ども・子育て支援事業) 【見直しの基準】

- ●「支給認定を受けた子どもの数」と「量の見込み」とも 差が±10%以上の場合
- ●受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合
- ●既に年度ごとの計画値を超えて整備している場合

【見直しの方法】

自然増減、社会増減を踏まえた児童数の推計値に、子どもの総数に対する支給認定を受けた子どもの割合や女性の就業率を加味し、量の見込みを算出



国手引きを参考にしながら、各市町村において 見直しの要否・内容を検討、県では市町村の見直し 結果を積み上げ

■保育士等の見込み数

- ●必要見込み数と確保実績との間に乖離あり
- ●量の見込みと確保方策の見直し内容を踏まえつつ、必要 見込数の算出方法の見直しを含めて検討